

財産処分の制限期間

処分を制限する財産の名称等		処分制限期間 (年)
施設設備 等の分類	財産の名称、構造等	
ハウス (新設)	・パイプハウス(1インチパイプ以下のもの) ・いわゆる鉄管ハウス、角型ハウス等 (これらで補強したものを含む)	8年 10年
ハウス関係 (補修等)	中古ハウス ハウス補強施設、筋かい、胴縁パイプ、直管パイプ等	8年
栽培施設	ベンチ・ベッド施設、養液栽培施設、養液土耕施設、多目的細霧 冷房システム、換気施設、カーテン施設、灌水施設、防除施設、 電照施設、高度環境制御施設、温度調整施設、防鳥施設、省エ ネルギー機械・施設、炭酸ガス発生装置、防風施設等	7年
	果樹棚	8年
	全天候型マルチ施設	5年
機械	スマート農業関連機器、播種機、移植機、収穫調整機、培土配合 機、培土詰機、中耕管理機、茎葉処理機、土壤消毒機、土壤改良 機、土壤分析装置、粉碎機(剪定枝等)、管理ビークル、防除・灌 水機械、スピードスプレーヤー(SS)、剪定機等	7年
小規模土地基盤	ポンプ及び原動機等	7年
	暗きょ	10年
果樹の新植・改植	樹体	熊本県 災害単 価表に よる

* その他財産処分の制限期間は農林畜水産業関係補助金等交付規則(昭和31年農林省令 第18号)第5条に定める期間を準用する。

* 中古機械の場合は5年以上の残存期間のあるものとする。